

愛知県出資法人等改革プラン

〔社団法人愛知県農林公社〕

平成22年3月

愛 知 県
（農林水産部）

愛知県出資法人等改革プラン

〔社団法人愛知県農林公社〕

目 次

	頁
1 はじめに	1
2 農林公社の概要	1
(1) 団体及び事業について	1
(2) 法的位置付け	2
(3) 存在意義と本県の関与	3
(4) これまでの公社の経営方針（経営改善計画の経過）	4
3 経営課題解決に向けた公社の取組	6
(1) 農地保有合理化事業	6
(2) 分収林事業	7
(3) 今後の公社の方針	8
(4) 取組の進行管理	9

1 はじめに

この「愛知県出資法人等改革プラン〔社団法人愛知県農林公社〕」（以下「改革プラン」という。）は、社団法人愛知県農林公社（以下「公社」という。）の経営について、愛知県出資法人等経営検討委員会（以下「委員会」という。）が平成21年12月25日に提示した「改革案」を受けて、公社の経営改革を図るために策定するものとする。

公社は、平成15年度に公社内に設置した外部委員による経営改善委員会の提言を受け、平成17年3月に「愛知県農林公社経営改善計画」（以下「経営改善計画」という。）を策定、さらに同経営改善計画を平成21年3月に改定し、組織や人員配置の見直し等による業務の効率化、各事業の情報公開の推進等に努めてきたが、農地価格や木材価格の下落に対応し得る抜本的な経営改善には至っていない。

そのため、さらに公社自らが積極的に改革、改善に取り組み、抜本的な経営健全化を進められるよう、愛知県として個別具体的な対策を改革プランにより示すものとする。

2 農林公社の概要

(1) 団体及び事業について

昭和40年6月に公社の前身である社団法人愛知県造林公社（昭和42年6月に社団法人愛知県林業公社に名称変更）が、また、昭和46年5月に財団法人愛知県農業開発公社が設立された。その後、平成12年4月に財団法人愛知県農業開発公社を解散し社団法人愛知県林業公社と統合して現在の社団法人愛知県農林公社に名称変更した。公社の設置目的は、愛知県内において、農地保有合理化事業（農業経営規模の拡大、農地の集団化等を図ることを目的とした事業）その他農業構造改善に係る事業等により農業経営基盤強化を促進し、また造林、育林事業その他林業の振興に係る事業等により森林の整備活用を図り、もって農林業の健全な発展に寄与するとともに、国土の保全、水資源のかん養、環境の保全及び農山村経済の振興に資することとしている。

農地保有合理化事業は、昭和46年の事業開始から平成21年度末（見込）までに累積で農地を479.1㌖取得し、そのうち467.4㌖の売渡を行い、残りの11.7㌖を保有している。

また、分収林事業は、国の拡大造林施策の一環として分収林特別措置法に

基づき、国の指導の下で昭和40年度から平成21年度末までに4,772㍊の分収林契約を結んでいる。

しかし、両事業とも民間金融機関等からの借入金を原資とした事業計画であるため、現在では、借入金の金利負担や借換えの不安定性が公社の経営状況を圧迫してきている。これは、農地保有合理化事業では、農地価格の下落による保有農地の評価損の増大と処分停滞による長期保有が続いているためである。また、分収林事業では、投資を行ってから利益を得るまでの期間が長期にわたるといふ林業の特殊性がある上に、木材価格の低下（スギ、ヒノキの丸太価格はピーク時（昭和55年）の3分の1以下）など社会経済情勢の変化によるためである。特に、分収林事業を実施している各都道府県の法人の経営については、全国的に厳しい状況にある。

（2）法的位置付け

農地保有合理化事業については、農地法の一部改正（昭和45年10月1日施行）により創設され、その事業を行う法人は県、市町村からの拠出が基本財産の過半を占める公益法人であることとされ、愛知県農業開発公社が、昭和46年5月に愛知県、関係市町村及び関係団体の拠出を受けて、民法第34条の規定による公益法人として設立され、同年8月6日に農地法に基づき知事から農地保有合理化法人として指定を受け、この事業が開始された。

また、分収林事業については、分収造林特別措置法（昭和33年4月15日施行）の第2条において、「県知事は適正な分収林契約が締結されるようにあつせんに努めるものとする」と規定され、林野庁長官通達（昭和33年5月6日）により、「森林資源造成のため人工造林地の急速な拡大を図ることが刻下の急務である」、「昭和55年度末までに、分収造林方式により約50万町歩（＝約50万㍊）を達成することを期するものとする」と示された。また、「林業公社の設立許可その他の指導監督について」（昭和40年4月1日知事あて林野庁長官通知）では、「林業公社に対する林野庁の方針」として「急速かつ計画的に拡大造林を推進するためには、公社型態によらざるをえない場合がある」、「公社は、山間僻地、離島等の未開発地域の林野を対象として急速かつ計画的に拡大造林を行う」と明記されている。

このように、公社を設立し拡大造林を推進するよう国から県に指導もあり、さらに当時、国費を導入するためには、国の造林施策に沿う必要があったため、県は民法第34条の規定による公益法人として社団法人愛知県造林公社

を設立することとし、国が昭和40年6月に設立を許可した。昭和60年3月には分収林特別措置法（昭和59年5月8日改正、改称）に基づき、県は公社を森林整備法人として認定した。

（3）存在意義と本県の関与

農地保有合理化法人である公社が行う「農地保有合理化学業」の特徴は、規模縮小農家等から農地を買い入れ又は借入れをして中間保有した後、規模拡大農家等へ再配分するものである。これは、農地の売買が農家間の相対取引に委ねていては調整が困難なことから、法人格を持った公社が介在し、「中間保有、再配分機能」を発揮することで、農用地等の流動化及び未利用地の活用を促進するものであり、また、本県の施策である「担い手農家の育成、確保」を補完するものであることから、県と公社が一体となって進めてきた。

その結果、昭和46年の事業開始から平成21年度末（見込）までに累積で479.1㌔を取得し、467.4㌔の売渡を行い、事業目的に即した役割を十分に果たしている。

分収林事業については、国、地方公共団体、林業関係者が一体となって造林を推進する中で、荒廃した森林の早期回復を図るために公社を設立して本県の森林整備を模範的、積極的に推進してきた。また、分収林事業を通じて、山村地域の雇用の確保（延べ76万人）や山村経済の発展に寄与してきた。

さらに、適正な森林管理を通じて、水源のかん養や地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収源として、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に大きく貢献している。

公社は、当初は契約期間50年の分収林契約を締結したが、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮し、収穫量の増大による収入の増加と非皆伐施業による森林の公益的機能の持続を目的とした80年から100年という長伐期施業への転換を図っている。長伐期施業等の導入を図ることにより、天然性の広葉樹の導入を促し、契約満了時における森林の裸地化を防止するといった、環境保全に優れた森林の維持管理にも努めている。

平成13年10月に策定された国の森林・林業基本計画（平成18年9月改定）では、100年先を見通し、針広混交林化や広葉樹林化、長伐期化等の多様で健全な森林へ誘導していく方針を示しており、公社はこうした森林整備の先導的役割も担っている。

以上のように公社が行っている農地保有合理化学業及び分収林事業は、公

共性、公益性の高いものであるため、出資割合が25.3%と最も高い本県が主導的立場をとって支援、指導等を行っている。人的支援として県から職員を派遣し、また、財政的支援として貸付金、補助金を支出している。

(4) これまでの公社の経営方針（経営改善計画の経過）

公社は、経営改善計画に基づき主に下記の改善を行った。

ア 組織、職員体制

組織の合理化として本所の4グループを2グループ体制に整理統合し、出張所についても3か所あったものを2か所に統合した。併せて、職員数については、平成12年度には常勤役員3名、正規職員34名だったものを平成21年度までに常勤役員2名、正規職員20名に削減し、より効率的に事業実施が可能になる体制づくりをした。

イ 農地保有合理化事業

(ア) 販売促進活動の実施

- ・市町村や農協に対し、買手となる農家情報の提供について協力要請を行った。
- ・国、県の公共事業の代替地として活用するため、各種会議を通じ、公社保有農地の情報を提供した。
- ・公社保有農地の情報をホームページへ掲載した。

(イ) 差損補填制度の活用

バブル崩壊後の急激な地価の下落に伴い、全国的に農地として簿価での売渡が困難となったことを受けて、国は、平成18年度に公社が実勢価格で農家に売り渡した場合に生じる簿価との差額の一部を補填する助成制度を創設した。公社は、この制度を活用し、「一般土地」については、平成20年度から国の助成残分について、県が助成する支援を得て農家に対し実勢価格での売渡を行った。また、「協定土地」についても、平成19年度から国の助成制度を活用し、農家に対し実勢価格での処分を行った。

※「一般土地」＝公社自ら取得した農地及び公共事業の代替用地として
依頼を受け公社が取得した農地

※「協定土地」＝市町村から依頼を受け協定を締結して取得した農地

(ウ) 他用途処分の実施

市民農園等他用途での処分を協議し、簿価での売渡を行った。

以上のとおり処分の促進に取り組んできたが、依然として処分が進んでいないのが現状であり、これまでの計画の進捗状況は、次のとおりである。

区 分		基準年(H14末)	計画 (H20末)	実績 (H20末)
		保有面積(ha)	処分面積(ha)	処分面積(ha)
平成17年3月策定 経営改善計画	一般土地	13.7	10.0	3.4
	協定土地	4.9		2.7
	合計	18.6	10.0	6.1

区 分		基準年(H19末)	計画 (H25末)	実績 (H21末見込)
		保有面積(ha)	処分面積(ha)	処分面積(ha)
平成21年3月改定 経営改善計画	一般土地	10.6	6.4	1.0
	協定土地	3.1	3.1	1.0
	合計	13.7	9.5	2.0

ウ 分収林事業

(ア) 契約期間の延長

木を大径化し収穫量を増加させて伐採収入の増加を図るために、契約期間を50年から80年又は100年に延長する契約変更を行った。

(平成21年度末累計見込2,697㌦で契約面積の約57%)

(イ) 間伐収入の確保

高性能林業機械の活用等により、効率的な間伐を実施し収益をあげた。

(平成21年度末累計見込34.7㌦、売上高29,480千円

収益13,044千円)

(ウ) 分収率の変更

公社の分収率を10分の6から10分の7に変更し、収入の増加を図る取組を行った。(平成21年度末累計見込294㌦で契約面積の約6%)

※「分収率」＝土地所有者と造林者(公社)が契約を結び立木伐採時の収益を分けあう割合を分収率という。

(エ) 国の助成の取り込み

国の助成制度である森林整備地域活動支援交付金、美しい森林共同整備特別対策事業等の助成金などを活用し、収入の増加を図る取組を行った。(平成17年度から平成21年度末見込471百万円)

(オ) 将来利子負担の軽減

日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)からの借入金の利子負担軽

減のため、低利資金への借換えを行い、利子負担を軽減した。(平成18、19年度の借換えによる将来利子負担軽減額計2,567百万円)

(カ) 森林の公益的機能の普及啓発

NPO等の活動を受け入れる要領を制定し、森林の持つ公益的機能の普及啓発を行うための受入れ体制の整備を行った。

(キ) 国への提案、要望活動の実施

全国森林整備協会等を通じて国へ公社経営の抜本的支援、公庫借入金の低利への借換え等について提案、要望をしたことにより、公庫の貸付条件が緩和され、低利資金への借換えを行った。

3 経営課題解決に向けた公社の取組

公社は、委員会提示の「改革案」を受けて、以下の取組を平成22年度から平成24年度までの3年間で行い、経営改革に取り組むこと。

(1) 農地保有合理化事業

平成21年度末(見込)に保有している11.7ヘクタール(一般土地9.6ヘクタール、協定土地2.1ヘクタール)の農地については、国、県の差損補填制度を最大限活用し、さらには、他用途(農地以外)での処分を検討しながら、評価損を最小限に止めつつ、早期処分に向け下記の取組を行う。

ア 一般土地

(ア) 執行体制の見直し(平成22年度)

- a 現在、1チーム体制で業務を行っているが、平成22年度からは2チーム体制で売買交渉を行う。
- b 愛知県農林水産部と公社の役職員で構成する「愛知県農林公社保有土地処分促進対策本部員会議」を活用し、処分促進に関する取組状況を共有し、情報収集力のさらなる強化を図る。

(イ) 処分促進に関する取組(平成22年度から平成24年度)

- a 売買参考価格の公開
 - ・参考価格を公社ホームページに掲載する。
 - ・保有農地の情報を掲載したチラシ等を作成し、各農家へ配布する。
- b 農家への積極的な販売活動
 - ・農家を対象とした会議等を活用し、保有農地の情報を提供する。
 - ・農業委員会、農業協同組合、土地改良区等農家と密接な関係のあ

る団体に協力を依頼し、農家へチラシ等の配布を行う。

- ・公共事業等による用地買収に伴い代替農地を希望する農家へ、公共事業部局を通じ、保有農地の情報提供を行う。

c 他用途利用による処分の検討

- ・平成22年度中に、全ての保有農地を対象に各筆毎の土地条件や法規制等の状況を精査のうえ市民農園等他用途での処分を検討し、簿価での処分を促進する。

(ウ) 差損補填制度終了後の差額処理策の検討（平成22年度）

前述の方策を講じながら早期処分を推進していくが、国・県の差損補填制度が終了する平成23年度以降、処分することによって生じる差額の処理については、差損補填制度の継続を国に対し要望していくとともに、県による新たな支援策の可能性を含め、平成22年度中に検討する。

イ 協定土地

改革プランの最終年度である平成24年度を目途に、残る「碧南市」、「小牧市」、「みよし市」に対し、簿価での処分が実行できるよう、愛知県、公社及び協定市の三者で定期的な情報連絡会等を開催し、土地の情報について他用途での処分も含め幅広く共有することで、処分が確実に実行できるよう働きかける。

(2) 分収林事業

ア 採算林・不採算林の選別（平成22年度から平成23年度）

全契約地について精査を行い、今後、契約を継続した場合に伐採経費、運搬経費等が賄える採算林と、収支均衡が見込めない不採算林に選別する。また、不採算林については、今後の森林の整備方法について整理検討し、土地所有者と契約の継続の是非について協議を行い、これ以上損失を拡大させないこととする。

イ 長期収支の改善（平成22年度から平成24年度）

平成21年6月30日に「林業公社の経営対策等に関する検討会（構成員：総務省、林野庁、都道府県）」が示した「報告書」（以下「国の検討会報告書」という）及び平成21年12月25日に農林水産省が示した「森林林業再生プラン～コンクリート社会から木の社会へ～」の内容を踏まえ、長期収支の改善を図るため、森林管理の集団化、高性能林業機械の導入、

流通経費の削減等を検討し、支出の削減を図る。併せて、全契約地について長伐期化への変更契約の働きかけや、新たな補助制度について取り込み可能なものを導入し、収入の増加を図り、収支の改善を行う。

ウ 新財源の導入（平成22年度から平成24年度）

森林の公益的機能へのニーズの高まりや、国の新しい施策により、今後新財源として活用できる新たな森林の経済的価値が生まれてくる可能性もあるため、国の二酸化炭素排出量取引制度であるJ-V E R制度等の活用を検討する。これらの二酸化炭素の吸収量の販売、地球温暖化対策税など新財源の動向を注視し、取組が可能なものについては積極的に導入する。

※「J-V E R制度」＝日本国内で実施されたプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減、吸収量をクレジットとして認証する制度（平成20年11月創設）

エ 国の支援策の創設要望とその活用（平成22年度から平成24年度）

分収林事業は、国と地方が一体となって推進してきた経緯から全国的な問題となっており、国にも施策を誘導した責任があることから、引き続き国へ支援策を提案、要望するとともに、国の検討会報告書により今後示される公庫資金の借入れ条件の改定、特別交付税の拡充等の具体的支援策、及び新たな補助制度を最大限に活用し、負債額を圧縮する。

オ 今後の経営における資金調達（平成22年度から平成24年度）

資金調達に関しては、国の検討会報告書の具体的支援策及び公庫資金の貸付条件の動向を注視し、公社の経営改善に繋がるものを積極的に導入する。

カ 長期収支見込の作成（平成24年度）

アからオの取組を踏まえて長期収支見込を作成する。

（3）今後の公社の方針

（1）及び（2）の取組を実施し、分収林事業の長期収支の見直しを行っても、さらに事業最終年度において返済不能な債務が残る場合には、農地保有合理化事業の全面的見直しに伴う評価損の要処理額も考慮したうえで、公社の存廃を含めた事業のあり方及び残債務の一括処理策について、同様の問題をかかえる全国の公社の動向も注視しつつ、法的整理も含めて抜本的な改

革を検討する。

(4) 取組の進行管理

公社は、県が提示するこの改革プランに基づき平成22年度当初を目途に経営改善計画の見直しを行ったうえで改革を積極的に推進する。

この改革プランの進行については、取組が適正に実施されるように公社は県に進捗状況を随時報告するものとする。県は公社への指導を行うとともに、進捗状況について、委員会に定期的に報告を行い県民への情報提供を行う。